

幼児教育・保育の無償化について

実施時期

2019年10月1日

幼稚園、認可保育所、認定こども園等

【対象者・利用料】

- 幼稚園、認可保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子どもの利用料を無償化。

- * 新制度に移行していない幼稚園については、月額2.57万円を上限として無償化。
- * 実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外。

- 0歳から2歳児の子どもについては、住民税非課税世帯を対象として無償化。

【対象施設等】

- 幼稚園、認可保育所、認定こども園に加え、地域型保育（小規模保育、事業所内保育等）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象。

幼稚園等の預かり保育

【対象者・利用料】

- 保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化（上限月額2.57万円）に加え、月1.13万円までの範囲で幼稚園及び認定こども園（1号）の預かり保育の利用料を無償化。

認可外保育施設等

【対象者・利用料】

- 保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子どもを対象として、月額3.7万円までの利用料を無償化。

- 0歳から2歳児の子どもたちについては、住民税非課税世帯の子どもを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。

【対象施設等】

- 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業が対象。

- 無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として、5年間の猶予期間を設ける。